

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
総務部 総務課
TEL 0771-22-3131(代表)
京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 規 則 ——

- 初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則等の一部改正 (人事課) 4
- 亀岡市税条例施行規則の一部改正 (税務課) 6

—— 告 示 ——

- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 10
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 10
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 11
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 11
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 11
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 12
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 12
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 12
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 12
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 13
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 13
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 13

- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 14
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 14
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 14
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 15
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 15
- 公示送達 (保険医療課) 15
- 公示送達 (高齢福祉課) 16
- 公示送達 (高齢福祉課) 16
- 公示送達 (保険医療課) 17
- 亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱の一部改正 (建築住宅課) 19
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 21
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 21
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 21
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 22
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 22
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 22
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 22
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 23

	— 公 告 —	
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 23	○都市計画法に関する工事完了の公告 (都市計画課) 35	
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 23	○一般競争入札(条件付き)の執行	
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 24	(契約検査課) 36	
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 24	○公募型プロポーザル方式による事業者 の選定 (学校教育課) 39	
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 24	○一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 40	
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 24	○一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 42	
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 25	○一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 45	
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 25	○一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 49	
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 25	○一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 52	
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 26	○農用地利用集積計画の縦覧 (農林振興課) 55	
○亀岡市訪問型生活介護事業実施要綱 (障がい福祉課) 26	○都市計画法に関する工事完了の公告 (都市計画課) 55	
○亀岡市母子家庭等自立支援高等職業訓練 促進給付金等事業実施要綱の一部改正 (子育て支援課) 29	○一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 56	
○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 31	○一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 59	
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 31	○亀岡市高野林・小林土地区画整理事業 の換地処分をした旨の届出 (都市計画課) 66	
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 31	○都市計画法に関する工事完了の公告 (都市計画課) 66	
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 32	○公募型プロポーザル方式による事業者 の選定 (環境政策課) 66	
○指定納付受託者の指定 (ふるさと納税課) 32	○都市計画法に関する工事完了の公告 (都市計画課) 67	
○指定納付受託者の指定 (ふるさと納税課) 32	○一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 67	
○亀岡市低所得世帯支援給付金支給事務 実施要綱の一部改正 (地域福祉課) 33		
	— 任免及び辞令 —	

監査委員欄

—— 公 表 ——

- 令和5年度定期監査及び行政監査結果
に対する措置状況 72
- 令和5年度財政援助団体等監査結果に
対する措置状況 73

教育委員会欄

—— 教育長訓令 ——

- 亀岡市学校給食調理・配送等業務委託
事業者選定委員会設置要綱の一部改正 74

選挙管理委員会欄

—— 告 示 ——

- 選挙人名簿の登録を行う日の変更 74

農業委員会欄

—— 公 告 ——

- 令和6年6月定例総会の開催 75

規則

初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年5月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第23号

初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則等の一部を改正する規則

(初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則の一部改正)

第1条 初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則(昭和35年亀岡市規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条の表中

「

4級	1 主幹の職務 2 副所長の職務 3 副園長の職務 4 主幹教諭の職務 5 農業委員会事務局次長の職務
5級	1 所長の職務(中部保育所長及び保津保育所長を除く。) 2 園長の職務 3 館長の職務(文化資料館長及び図書館長を除く。) 4 文化資料館副館長の職務 5 監査委員事務局次長の職務
6級	1 文化資料館長の職務 2 こども未来部次長の職務 3 中部保育所長及び保津保育所長の職務 4 教育次長の職務 5 学校給食センター所長の職務 6 図書館長の職務 7 みらい教育リサーチセンター所長の職務 8 議会事務局次長の職務 9 監査委員事務局長の職務 10 農業委員会事務局長の職務

」

を

「

4級	1 主幹の職務 2 副所長の職務（みらい教育リサーチセンター副所長を除く。） 3 副園長の職務 4 主幹教諭の職務 5 事務局次長の職務（議会事務局次長、監査委員事務局次長及び公平委員会事務局次長を除く。）
5級	1 所長の職務（消費生活センター所長、中部保育所長、保津保育所長、学校給食センター所長及びみらい教育リサーチセンター所長を除く。） 2 園長の職務 3 館長の職務（文化資料館長及び図書館長を除く。） 4 文化資料館副館長の職務 5 みらい教育リサーチセンター副所長の職務 6 監査委員事務局次長の職務 7 公平委員会事務局次長の職務
6級	1 文化資料館長の職務 2 消費生活センター所長の職務 3 こども未来部次長の職務 4 中部保育所長及び保津保育所長の職務 5 教育次長の職務 6 学校給食センター所長の職務 7 図書館長の職務 8 みらい教育リサーチセンター所長の職務 9 議会事務局次長の職務 10 監査委員事務局長の職務 11 農業委員会事務局長の職務

」

に改める。

（亀岡市財務規則の一部改正）

第2条 亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「及び館長」を「、館長及び副所長」に改める。

第5条第2項第1号中「亀岡市教育委員会事務専決規程第16条」を「亀岡市教育委員会事務専決規程第18条」に改める。

別表第1第5第1項第2号中「及びみらい教育リサーチセンター所長」を「、みらい教育リサーチセンター所長及びみらい教育リサーチセンター副所長」に、「第12条まで及び第14条」を「第13条まで、第16条及び第17条」に改める。

（市長の権限に属する教育事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正）

第3条 市長の権限に属する教育事務の委任及び補助執行に関する規則（平成8年亀岡市規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「各副課長」を「各副課長及びみらい教育リサーチセンター副所長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年5月15日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第23-2号

亀岡市税条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市税条例施行規則（昭和60年亀岡市規則第17号）の一部を次のように改正する。

別記第9号の2様式を次のように改める。

第9号の2様式（第4条関係）

京都市亀岡市 市民税・森林環境税 特別徴収 納税証書				京都市亀岡市 市民税・森林環境税 特別徴収 納入書				京都市亀岡市 市民税・森林環境税 特別徴収 納入済通知書			
市区町村コード 262064	口座番号 01080-7-960054	加入者名 亀岡市会計管理者		市区町村コード 262064	口座番号 01080-7-960054	加入者名 亀岡市会計管理者		市区町村コード 262064	口座番号 01080-7-960054	加入者名 亀岡市会計管理者	
月別	指定番号	納入金額(1) 円		月別	指定番号	納入金額(1) 円		月別	年 月 分	指定番号	納入金額(1) 円
		納				納					納
納入すべき金額が右の納入金額1の欄の金額と異なるときは、納入金額1の欄を横線で抹消し、納入金額2の欄に記入してください。				納入すべき金額が右の納入金額1の欄の金額と異なるときは、納入金額1の欄を横線で抹消し、納入金額2の欄に記入してください。				納入すべき金額が右の納入金額1の欄の金額と異なるときは、納入金額1の欄を横線で抹消し、納入金額2の欄に記入してください。			
給付分・返戻金の区分				給付分・返戻金の区分				給付分・返戻金の区分			
退職所得分				退職所得分				退職所得分			
給付金				給付金				給付金			
納期限				納期限				納期限			
督促手数料				督促手数料				督促手数料			
合計額				合計額				合計額			
※ 日計 円				※ 日計 円				※ 日計 円			
※印は郵便官署において使用可能です。				※印は郵便官署において使用可能です。				※印は郵便官署において使用可能です。			
(特別徴収義務者) 住所又は所在地 氏名又は名称				(特別徴収義務者) 住所又は所在地 氏名又は名称				(特別徴収義務者) 住所又は所在地 氏名又は名称			
上記のとおり欄取しました。(納入者宛)				上記のとおり納入します。(金融機関又は郵便局宛)				上記のとおり通知します。(受付店→京都市銀行亀岡支店→亀岡市(亀岡市役所)			

市民税 府民税 納入申告書											
(宛先) 亀岡市長											
年 月 日 提出											
年 月 分 人員 入											
退職手当等支払金額 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円											
特別徴収額 市民税 府民税											
地方税法第50条の6及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に関する所得割の納入について申告します。											
住所又は所在地 氏名又は名称 法人番号又は個人番号											
(受付印)											

〇「納入済通知書」は、直接機械に読み取られますので、汚したり折り曲げたりしないでください。左の「納入申告書」についても同様の取扱いをお願いします。

〇納入金額2の欄等に記入される場合は、下記の標準字体にならって枠からはみ出さないよう大きめのアラビア数字で明確に記入してください。

標準字体 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

退職手当等に関する分離課税の所得割の納入申告については、左の「納入申告書」に所定の事項を必ず記入してください。

別記第36号様式中「市民税・府民税納税通知書」を「市民税・府民税・森林環境税納税通知書」に改め、「第321条の7の5」の次に「並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第7条」を加え、「市民税・府民税課税明細書」を「市民税・府民税・森林環境税課税明細書」に、

							所得割額
総所得金額等		合計所得金額		所得控除合計額			均等割額
							年税額

を

							所得割額
総所得金額等		合計所得金額		所得控除合計額			森林環境税
備考							年税額

に、「市民税・府民税納期明細書」を「市民税・府民税・森林環境税納期明細書」に改める。

別記第37号様式を次のように改める。

第37号様式(第20条関係)

通知書番号

年 月 日

京都府亀岡市長

年度 市民税・府民税・森林環境税 税額変更通知書

市民税・府民税及び森林環境税額を、地方税法、市税条例及び府税条例並びに森林環境税及び森林環境税とに関する法律の規定により変更(決定)しましたので通知いたします。

◎市民税・府民税・森林環境税変更(決定)の明細

Main table showing tax details with columns for '種 別' (Category), '年度' (Year), '変更前' (Before Change), '変更(決定)後' (After Change), and '差引増減' (Change). It lists various income types like '総所得' (Total Income), '所得金額の内訳' (Breakdown of Income), and '所得控除の内訳' (Breakdown of Deductions).

備考

Table for '◎充当前の納付額及び納期限' (Previous Payment and Due Date) with columns for '期 別' (Period), '変更前' (Before Change), '変更(決定)後' (After Change), '差引増減' (Change), and '納 期 限' (Due Date).

◎変更(決定)の理由等

理由説明欄

◎今年度の公的年金からの特別徴収税額

Table for '◎今年度の公的年金からの特別徴収税額' with columns for '徴 収 月' (Collection Month), '変更前' (Before Change), '変更(決定)後' (After Change), and '差引増減' (Change).

◎来年度の公的年金からの仮特別徴収税額

Table for '◎来年度の公的年金からの仮特別徴収税額' with columns for '徴 収 月' (Collection Month), '変更前' (Before Change), '変更(決定)後' (After Change), and '差引増減' (Change).

この通知書は黒色の電子公印を使用しています。

市民税・府民税・森林環境税の課税の根拠について

地方税法第24条及び亀岡市税条例第23条の規定により市内に住所を有する(1月1日現在)個人、市内に事務所、事業所、又は、家族数を有する個人で、市内に住所を有しない者も市民税が課せられます。

地方税法第24条及び京都府府税条例第24条の規定により市民税が課せられる個人に対しては府民税が課せられます。

森林環境税及び森林環境税とに関する法律第3条の規定により森林環境税が課せられます。

◎この通知書の記載事項に不備がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の決定を受けた日の翌日から起算して、6箇月以内に市を被告として市長が被告の代表者となります。提起することができます。なお、処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を待たなければ提起することができないこととされていますが、次に該当する場合は、その裁決を待たなくても処分取消しの訴えを提起することができます。

①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を待たないことにつき正当な理由があるとき。

◎滞納処分について

納期限を過ぎても納付しただけの場合は、督促状を発送します。督促後10日を過ぎても納付がないときは、滞納処分を受けることとなります。

◎この税金を納期限を過ぎても納められないときは、延滞金・督促手数料を納付しなければなりません。

・延滞金 納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ年14.6%の割合(延滞金特例基準割合が年7.3%未満の場合は、延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合)又は納期限の翌日から1月を経過する日までの期間についての年7.3%の割合(延滞金特例基準割合が年7.3%未満の場合は、延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(上限は年7.3%の割合))を乗じて算出した額となります。

・督促手数料 督促状1通について100円 納付がない場合は、納期限後20日以内に督促状を発送します。

別記第38号様式中「市民税・府民税」を「市民税・府民税・森林環境税」に、「市民税及び府民税の特別徴収税額を左記のとおり決定」を「市民税・府民税及び森林環境税の特別徴収税額を左記のとおり決定（変更）」に、「第321条の4第1項」を「第321条の4（第321条の6）第1項並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第7条」に改め、「特別徴収税額の決定」の次に「（変更）」を加える。

別記第40号様式中

「
 給与所得等に係る
 年度 市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」
 を
 「
 年度給与所得等に係る市民税・府民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」
 に、

市民税	税額控除前所得割額④			納付額	
	税額控除額⑤				
	所得割額⑥			6月分	
	均等割額⑦			7月分	
府民税	税額控除前所得割額④			8月分	
	税額控除額⑤			9月分	
	所得割額⑥			10月分	
	均等割額⑦			11月分	
特別徴収税額⑧			12月分		
控除不足額⑨			1月分		
既充当額⑩			2月分		
既納付額⑪			3月分		
差引納付額(⑧-⑪-⑨,⑩)			4月分		
変更前税額⑫			5月分		
増減額(⑧-⑫)			変更月		月

を

市民税	税額控除前所得割額④			増減額(⑩-⑬)	
	税額控除額⑤			納付額	
	所得割額⑥			6月分	
	均等割額⑦			7月分	
府民税	税額控除前所得割額④			8月分	
	税額控除額⑤			9月分	
	所得割額⑥			10月分	
	均等割額⑦			11月分	
森林環境税額⑧			12月分		
特別徴収税額⑨			1月分		
控除不足額⑩			2月分		
既充当額⑪			3月分		
既納付額⑫			4月分		
差引納付額(⑨-⑫-⑩,⑪)			5月分		
変更前税額⑬			変更月		月

に改め、

「(第321条の6)」の次に「並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第7条」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の別記様式については、令和6年度の市民税及び府民税の課税分から適用する。

「揭示済」

告 示

亀岡市告示第94号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和6年5月1日

亀岡市長 桂川孝裕

「西堅町自治会」

- 1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 本保 吉彦

- 2 変更年月日

令和6年4月1日

- 3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第95号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和6年5月1日

亀岡市長 桂川孝裕

「柳町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 中川 千秋

2 変更年月日

令和6年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第96号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和6年5月1日

亀岡市長 桂川孝裕

「東別院町鎌倉雁松区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 山本 和秀

2 変更年月日

令和6年4月14日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第97号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和6年5月1日

亀岡市長 桂川孝裕

「保津町第1区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 渋谷 悟

2 変更年月日

令和6年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第98号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和6年5月1日

亀岡市長 桂川孝裕

「篠町柏原区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 田村 嘉庸

2 変更年月日

令和6年4月14日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第99号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和6年5月1日

亀岡市長 桂川孝裕

「千代川町今津区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 中川 晴男

2 変更年月日

令和6年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第100号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和6年5月1日

亀岡市長 桂川孝裕

「河原林町勝林島上島区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 新甫 光弘

2 変更年月日

令和6年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第101号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和6年5月1日

亀岡市長 桂川孝裕

「神前区」

- 1 変更があった事項及び内容
代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 人見 修好
- 2 変更年月日
令和6年4月1日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第102号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和6年5月1日

亀岡市長 桂川孝裕

「西別院町自治会」

- 1 変更があった事項及び内容
代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 大津 一則
- 2 変更年月日
令和6年4月20日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第103号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和6年5月1日

亀岡市長 桂川孝裕

「河原林町綾町区」

- 1 変更があった事項及び内容
代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 中川 隆
- 2 変更年月日
令和6年4月1日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第104号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和6年5月1日

亀岡市長 桂川孝裕

「河原林町北区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 大原 孝弘

2 変更年月日

令和6年4月14日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第105号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和6年5月1日

亀岡市長 桂川孝裕

「蕪田野町下佐伯区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 桂 武士

2 変更年月日

令和6年4月14日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第106号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和6年5月1日

亀岡市長 桂川孝裕

「蕪田野町柿花区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 小林 晋

2 変更年月日

令和6年4月13日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第107号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和6年5月1日

亀岡市長 桂川孝裕

「宮川区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 森 浩

2 変更年月日

令和6年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第108号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和6年5月1日

亀岡市長 桂川孝裕

「塩屋町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 今西 充

2 変更年月日

令和6年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第109号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和6年5月1日

亀岡市長 桂川孝裕

「篠町広田区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 石野 善司

2 変更年月日

令和6年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第110号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和6年5月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

令和5年度

後期高齢者医療保険料督促状9期分

2 送達を受けるべき者

No.	住所	氏名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第111号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市健康福祉部高齢福祉課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和6年5月2日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

督促状 令和5年度第10期分介護保険料

2 送達を受けるべき者

	住所	氏名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第112号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市健康福祉部高齢福祉課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和6年5月2日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

令和5年度介護保険料納入決定通知書

2 送達を受けるべき者

住所 省略

氏名 省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法

第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第113号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和6年5月7日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	更正・決定通知書	令和5年度	国民健康保険料	省略	省略
2	更正・決定通知書	令和5年度	国民健康保険料	省略	省略
3	更正・決定通知書	令和5年度	国民健康保険料	省略	省略
4	更正・決定通知書	令和5年度	国民健康保険料	省略	省略
5	督促状	令和5年度第10期	国民健康保険料	省略	省略
6	督促状	令和5年度第10期	国民健康保険料	省略	省略
7	督促状	令和5年度第10期	国民健康保険料	省略	省略
8	督促状	令和5年度第10期	国民健康保険料	省略	省略
9	督促状	令和5年度第10期	国民健康保険料	省略	省略
10	督促状	令和5年度第10期	国民健康保険料	省略	省略
11	督促状	令和5年度第10期	国民健康保険料	省略	省略

12	督促状	令和5年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
13	督促状	令和5年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
14	督促状	令和5年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
15	督促状	令和5年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
16	督促状	令和5年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
17	督促状	令和5年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
18	督促状	令和5年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
19	督促状	令和5年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
20	督促状	令和5年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
21	督促状	令和5年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
22	督促状	令和5年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
23	督促状	令和5年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
24	督促状	令和5年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
25	督促状	令和5年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
26	督促状	令和5年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
27	督促状	令和5年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
28	督促状	令和5年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
29	督促状	令和5年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
30	督促状	令和5年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
31	督促状	令和5年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
32	督促状	令和5年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
33	督促状	令和5年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
34	督促状	令和5年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
35	督促状	令和5年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第114号

亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱（平成28年亀岡市告示第205号）の一部を次のように改正する。

令和6年5月13日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条第3号及び第4号中「耐震診断の結果」の次に「、」を加え、「耐震改修設計又は耐震改修工事」を「耐震改修工事又は耐震改修設計（耐震改修工事と併せて実施する場合に限る。）」に改める。

第4条第2項第2号中「補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）」を「補助対象工事」に改める。

第12条に次の5項を加える。

- 2 市長は、前項の請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助決定者に補助金を交付するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、補助決定者は、前条の規定により通知を受けた補助金の請求及び受領を補助対象工事の施工事業者（以下「工事施工事業者」という。）に委任する方法（以下「代理受領」という。）により行うことができる。
- 4 代理受領により補助金の交付を受けようと

する工事施工事業者は、前条の規定による補助金の交付額の確定後に、亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金支払請求書（代理受領）

（別記第12号様式）に亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金の請求及び受領に関する委任状（別記第13号様式）及び関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

5 市長は、前項の請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに工事施工事業者に補助金を交付するものとする。

6 前項の規定による交付があったときは、補助決定者に対し補助金の交付があったものとみなす。

附則の次に次の1項を加える。

（補助金の額の特例）

4 令和6年4月1日以後に交付申請があり、かつ、令和8年3月31日以前に完了する補助対象工事に係る補助金については、第5条第1号中「1,000,000円」とあるのは、「1,000,000円（評点を1.0以上に向上させる耐震改修にあっては、1,500,000円）」と読み替えるものとする。

別記第11号様式中「規定により」の次に「、亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金の交付を受けたいので」を加え、「補助金の請求をします」を「、下記のとおり請求します」に改め、同様式の次に次の2様式を加える。

第12号様式(第12条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

工事施工事業者 所在地
会社名
代表者
電話番号

亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金支払請求書(代理受領)

亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱第12条の規定により、亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金の交付を受けたいので、必要書類を添えて、下記のとおり請求します。

記

補助対象区分	耐震改修・簡易耐震改修・耐震シェルター設置
住宅の所在地	亀岡市
住宅の種類	専用住宅・併用住宅(用途:)・共同住宅・長屋住宅
補助金確定通知年月日及び番号	年 月 日 第 号
支払請求額	円
振込先	金融機関名及び支店
	預金の種類(※) 普通・当座・その他()
	口座番号:
	フリガナ:
	口座名義人:

(※) 預金の種類は、該当するものを○で囲んでください。

[必要添付書類]

- 亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金の請求及び受領に関する委任状
- 亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金交付額確定通知書の写し
- その他

第13号様式(第12条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金の請求及び受領に関する委任状

年 月 日 付 第 号により確定通知のありました亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金について、亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱第12条の規定により、当該補助金の請求及び受領を下記のとおり委任します。

記

委任者(補助決定者)

住所

氏名

受任者(工事施工事業者)

所在地

会社名

代表者

委任する補助金額

円

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱の規定は、令和6年4月1日以降に交付申請のあった補助金について適用し、同日前に交付申請のあった補助金については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市告示第115号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和6年5月16日

亀岡市長 桂川孝裕

「大井町並河区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 三宅 吉樹

2 変更年月日

令和6年5月6日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第116号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和6年5月16日

亀岡市長 桂川孝裕

「古世町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 松木 将真

2 変更年月日

令和6年4月28日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第117号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和6年5月16日

亀岡市長 桂川孝裕

「河原林町河原尻高野区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 岸 裕一郎

2 変更年月日

令和6年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第118号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和6年5月16日

亀岡市長 桂川孝裕

「宮前町猪倉区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 中村 克彦

2 変更年月日

令和6年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第119号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和6年5月16日

亀岡市長 桂川孝裕

「本梅町グリーンタウン区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 松本 雅樹

2 変更年月日

令和6年4月7日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第120号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和6年5月16日

亀岡市長 桂川孝裕

「西町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 渡邊 博司

2 変更年月日

令和6年4月29日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第121号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和6年5月16日

亀岡市長 桂川孝裕

「篠町西山区自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 林 志玲

2 変更年月日

令和6年4月27日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第122号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和6年5月16日

亀岡市長 桂川孝裕

「曾我部町南條区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 並河 清文

2 変更年月日

令和6年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第123号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和6年5月16日

亀岡市長 桂川孝裕

「東別院町南掛区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 前田 智弘

2 変更年月日

令和6年4月6日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第124号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和6年5月16日

亀岡市長 桂川孝裕

「曾我部町犬飼区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 石野 次夫

2 変更年月日

令和6年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第125号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和6年5月24日

亀岡市長 桂川孝裕

「見立北区自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 獅子 雄造

2 変更年月日

令和6年4月27日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第126号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和6年5月24日

亀岡市長 桂川孝裕

「曾我部町法貴区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 八木 久男

2 変更年月日

令和6年4月27日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第127号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和6年5月24日

亀岡市長 桂川孝裕

「千歳町小口区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 安藤 正行

2 変更年月日

令和6年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第128号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和6年5月24日

亀岡市長 桂川孝裕

「馬路町北区」

1 変更があった事項及び内容

(1) 代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 河原 祐次

(2) 主たる事務所所在地

省略

2 変更年月日

令和6年4月20日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者及び事務所所在地の変更

「揭示済」

亀岡市告示第129号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和6年5月24日

亀岡市長 桂川孝裕

「千代川町小林区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 中村 友紀

2 変更年月日

令和6年4月21日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第130号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和6年5月24日

亀岡市長 桂川孝裕

「東大谷区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 奥村 昌之

2 変更年月日

令和6年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第131号

亀岡市訪問型生活介護事業実施要綱を次のように定める。

令和6年5月24日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市訪問型生活介護事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条に規定する地域生活支援事業として、心身の障害により生活介護等の通所サービスの利用が困難な者に対し、日中における活動の機会を提供するため、亀岡市訪問型生活介護事業（居宅に訪問支援員を派遣する事業をいう。以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活介護 法第5条第7項に規定する生活介護をいう。
- (2) 障害者 法第4条第1項に規定する障害者をいう。
- (3) 事業者 事業を実施する個人又は法人その他の団体をいう。
- (4) 指定特定相談支援事業者 法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。

（事業委託）

第3条 市長は、事業を適切に実施することが

可能と認められる事業者に事業を委託して実施するものとする。

(対象者)

第4条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する者で、次の各号のいずれかに該当する65歳未満のものとする。

(1) 人工呼吸器を装着している障害者その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害者

(2) 重度の知的障害又は重度の肢体不自由が重複している障害者

(3) その他市長が認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者と認めないものとする。

(1) 社会福祉施設に入所している者

(2) 法第5条第6項に規定する療養介護を受けている者

(3) 事業者が行う生活介護等の通所サービスを訪問以外の方法により受けることができる者

(4) 事業を実施することにより健康を害するおそれがあると市長が認めた者

(5) その他市長が不相当と認める者

(利用時間等)

第5条 事業の利用時間及び回数は、対象者の心身の状況等を十分に勘案した上で、事業者が、受け入れることができる範囲内で決定するものとする。ただし、対象者が、障害福祉サービス（法第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいう。以下同じ。）を受けている場合にあつては、事業者及び指定特定相談支援事業者と協議の上、決定するものとする。

(業務内容)

第6条 訪問支援員が行う業務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 感覚刺激に関すること。

(2) 生産活動に関すること。

(3) 社会参加又は交流活動に関すること。

(4) 生活に関する相談に応じ、必要な助言及び援助を行うこと。

(5) その他市長が必要と認めること。

2 事業者は、対象者ごとに支援目標を明確にし、計画的に事業を実施するものとする。

(業務内容の適用除外)

第7条 訪問支援員は、前条第1項各号に掲げる業務の実施に係り、次に掲げる業務は、行わないものとする。

(1) 家事の支援を主とする業務

(2) 身体の介護を主とする業務

(3) 見守り又は看護を主とする業務

(4) 医療行為（リハビリテーションを含む。）を主とする業務

(5) その他市長が不相当と認める業務

(利用申請)

第8条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、亀岡市訪問型生活介護事業利用申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、市長が必要と認めるときは、事業を利用することについての主治医意見書を市長に提出しなければならない。ただし、障害福祉サービスを受けている場合にあつては、当該サービスを受ける際に必要となる医師意見書の提出をもって代えることができる。

(利用決定)

第9条 市長は、前条第1項の申請があつたときは、その内容を審査の上、利用の可否を決定し、亀岡市訪問型生活介護事業利用決定（却下）通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の利用決定をするときは、事業の利用について条件を付すことができる。

(利用方法)

第10条 前条第1項の規定による利用決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、第3条において市長が事業を委託した事業者の中から任意の事業者を選定し、利用契約を締結の上、事業を利用するものとする。

(利用者負担)

第11条 事業の利用料は、無料とする。ただし、事業を利用する際に要した原材料費等については、利用者が負担するものとする。

(委託料)

第12条 事業者は、当月分の実績に基づき、市長に委託料を請求するものとする。
2 市長は、前項の請求があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、事業者に委託料を支払うものとする。

(利用申請の変更等)

第13条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに亀岡市訪問型生活介護事業利用変更・取消・中止届（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 第4条に規定する対象者に該当しなくなったとき。
- (2) 第8条の規定による申請の内容に変更が生じたとき。
- (3) 事業の利用を取りやめ、又は一時的に中止しようとするとき。

(利用の取消し等)

第14条 市長は、前条の届出があったとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、利用決定の内容を変更し、取り消し、又は中止することができる。

- (1) 事業を実施する必要がなくなったとき。
- (2) 市長が事業を実施することが適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により利用決定の内容を変更し、取り消し、又は中止するときは、事業者及び利用者にその旨を通知するものと

する。

(利用の確認)

第15条 事業者は、事業を実施したときは、実績記録票を利用者に提示し、利用者の確認を受けなければならない。

2 事業者は、委託料を請求するときは、前項の規定により利用者の確認を受けた実績記録票を市長に提出しなければならない。

(実施状況の報告等)

第16条 市長は、事業の適正な運営を図るため、事業者に対し、実施状況の報告を求め、又は調査を行うことができる。

(関係機関との連携)

第17条 市長及び事業者は、事業の実施に当たり、常に医療機関等との連携を密にするものとする。

(秘密の保持)

第18条 訪問支援員は、業務を行うに当たり、個人の人権を尊重し、その身上に関する秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(記録の整備)

第19条 訪問支援員は、常に対象者の状況、業務の内容等を記録し整備するものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から実施する。

【別記様式 省略】

「揭示済」

亀岡市告示第132号

亀岡市母子家庭等自立支援高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（平成19年亀岡市告示第155号）の一部を次のように改正する。

令和6年5月29日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条第2号中「1年以上（令和3年4月1日から令和5年3月31日までに修業を開始する場合には、6月以上）」を「6月以上」に改める。

第3条第6号中「1年以上のカリキュラムの修業が予定されているもの」を「6月以上のカリキュラムの修業が予定されているもの（雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座を受講する場合には、情報関係の資格や講座）」に改める。

第4条第1項第1号ただし書を削る。

第5条第1項中「12月」の次に「（その期間が12月未満であるときは、当該期間）」を加える。

第7条第1項中「、修業を開始した日以後において」を削る。

附則第2項及び第3項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第7条関係)

亀岡市母子家庭等自立支援高等職業訓練促進給付金等支給申請書

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者氏名

亀岡市母子家庭等自立支援高等職業訓練促進給付金(訓練促進給付金・修了支援給付金)の支給を受けたいので、次のとおり申請します。 *いづれかに○をつけること

氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)
個人番号			
住所	(〒 -)	電話 ()	
過去の状況	過去に高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金を受けたことが	ある ()	ない ()
本給付金と同時に利用する給付金・貸付金について		電話 ()	
養成機関及び修業内容			
所在地			
修業期間	年 月 日 ~ 年 月 日	養成区分	昼間・夜間
修業に係る資格	看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・その他 ()	金融機関	銀行・金庫 本店 支店 預金種別
振込口座	金融機関 (フリガナ) 口座名義	金融機関	支店 口座番号
承諾事項	高等職業訓練促進給付金等支給の決定に関し、世帯状況及び課税状況について、市が住民基本台帳及び課税台帳等で確認することについて同意します。		
(備考)	申請者氏名		

明善扶養手当 支給の確認 (市記入欄)	上記申請者が、児童扶養手当を受給していることを確認する。 児童扶養手当証書番号 第 号
	担当者氏名

(注意) 裏面も記入してください。
 ※公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に關する法律(令和3年法律第38号)第3条第1項、第4条第1項及び第5条第2項の規定による登録に係る口座として、公金受取口座を利用する場合は、「公金受取口座を利用します。」のチェックボックスに「シ」マークを入れてください。

(裏面)

申請者と同一の世帯に属する者の氏名等について (住民票の世帯が別であっても、直系の血族又は兄弟姉妹で申請者と生計を同じくする方は記載してください。)

氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)
個人番号		続柄	
住所	(〒 -) □申請者住所と同じ	申請者の地方税法上の扶養親族に該当・非該当 (いづれかに○)	
氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)
個人番号		続柄	
住所	(〒 -) □申請者住所と同じ	申請者の地方税法上の扶養親族に該当・非該当 (いづれかに○)	
氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)
個人番号		続柄	
住所	(〒 -) □申請者住所と同じ	申請者の地方税法上の扶養親族に該当・非該当 (いづれかに○)	
氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)
個人番号		続柄	
住所	(〒 -) □申請者住所と同じ	申請者の地方税法上の扶養親族に該当・非該当 (いづれかに○)	
氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)
個人番号		続柄	
住所	(〒 -) □申請者住所と同じ	申請者の地方税法上の扶養親族に該当・非該当 (いづれかに○)	

上記1~5に記載した者のうち、婚姻(※)によらないで母又は父となつたもので、現に婚姻(※)していない者がいる場合、該当する番号にレ点を記入してください。
 (※)民法(明治29年法律第89号)上の婚姻。
 (備考)

01	02	03
04	05	

・同一世帯に属する者に対する算定等のみなし適用の確認に必要な書類
 ①対象者及びその者の子の戸籍謄本
 ②対象者及びその者の生計を一にする子の所得証明書

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、令和6年4月1日から適用する。

「揭示済」

亀岡市告示第133号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定に基づき、下記の国民健康保険被保険者証を無効としたので同条第4項の規定により告示する。

令和6年5月29日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀0106-72022

- 1 当該者生年月日
昭和24年7月21日
- 2 保 険 者
亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 3 交付した日
令和6年4月1日
- 4 無効になる日
令和6年5月29日

「揭示済」

亀岡市告示第134号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和6年5月29日

亀岡市長 桂川孝裕

「河原林町中町区」

- 1 変更があった事項及び内容
代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 岸 耕二
- 2 変更年月日
令和6年4月21日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第135号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和6年5月29日

亀岡市長 桂川孝裕

「大井町土田区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 山下 真弘

2 変更年月日

令和6年5月6日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「掲示済」

亀岡市告示第136号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和6年5月29日

亀岡市長 桂川孝裕

「東本梅町あせび区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 浅野 均

2 変更年月日

令和6年5月11日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「掲示済」

亀岡市告示第137号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第47条の2第2項の規定により告示する。

令和6年5月30日

亀岡市長 桂川孝裕

1 指定納付受託者の名称及び所在地

株式会社JR東日本ネットステーション
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11
アグリスクエア新宿4階

2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入
寄附金

3 指定をした日

令和6年4月10日

4 指定の期日

令和7年3月31日

「掲示済」

亀岡市告示第138号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第47条の2第2項の規定により告示する。

令和6年5月30日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 指定納付受託者の名称及び所在地
株式会社 J A L U X
東京都港区港南1-2-70
品川シーズンテラス12階
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入
寄附金
- 3 指定をした日
令和6年4月16日
- 4 指定の期日
令和7年3月31日

「揭示済」

亀岡市告示第139号

亀岡市低所得世帯支援給付金支給事務実施要綱（令和5年亀岡市告示第132号）の一部を次のように改正する。

令和6年5月31日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条に次の2号を加える。

- (3) 令和6年6月1日から実施する亀岡市低所得世帯支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯）（以下「第3次給付金」という。）
- (4) 令和6年6月1日から実施する亀岡市低所得世帯支援給付金（こども加算）（以下「第4次給付金」という。）

第3条第3項各号列記以外の部分中「該当する世帯は、低所得世帯支援給付金」を「該当する世帯の世帯主は、第1次給付金及び第2次給付金」に改め、同項第1号中「令和5年度に」を削り、「低所得世帯支援給付金」を「第1次

給付金又は第2次給付金」に改め、同条に次の4項を加える。

- 4 第3次給付金の支給対象者は、第2次基準日において、市の住民基本台帳に記録されている者（第2次基準日以前に、住民基本台帳法第8条の規定により住民票を削除されていた者で、第2次基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、第2次基準日の翌日以後初めて市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）であって、同一の世帯に属する者のいずれかが、地方税法の規定による令和5年度分の市町村民税均等割のみが課されている者であり、それ以外の世帯員が、同年度分の市町村民税均等割のみが課されている者又は市町村民税均等割が非課税である者（租税条約及び市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者を含む。）で構成される世帯の世帯主とする。
- 5 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する世帯は、第3次給付金の支給の対象としない。
 - (1) 他の市町村等から第2次給付金又は第3次給付金と同様の趣旨の他の給付金等の支給を受けた世帯
 - (2) 市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯
- 6 第4次給付金の支給対象者は、第2次給付金又は第3次給付金の支給対象者であって、次の各号のいずれかに該当する世帯の世帯主とする。
 - (1) 第2次基準日において、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む18歳以下の児童（第3号及び次項において「児童」という。）を世帯員に含む世帯
 - (2) 第2次基準日の翌日から市長が別に定め

る日までの間に出生した児童を世帯員に含む世帯

(3) 別世帯に属する児童を扶養する者を世帯員に含む世帯

7 前項の規定にかかわらず、児童のみで構成される単身世帯の世帯主は第4次給付金の支給の対象としない。

第4条に次の2項を加える。

3 第3次給付金の支給額は、1世帯当たり100,000円とする。

4 第4次給付金の支給額は、前条第6号各号に該当する児童（以下「対象児童」という。）1人当たり50,000円とする。

第7条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による支給の通知を受けた者は、受給を辞退する場合、受取口座を変更する場合又は対象児童に減少がある場合は、その旨を市長に届け出なければならない。

第8条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 対象児童に増加がある場合の申請については、前項の規定を準用する。

第10条に次の2項を加える。

5 第3次給付金及び第4次給付金の申請受付開始日は、令和6年6月3日とする。

6 第3次給付金及び第4次給付金に係る確認書等の提出期限は、令和6年7月31日とし、第3条第6項第2号に該当する児童に係る申請書の提出期限は、令和6年8月31日とする。ただし、市長が別に定める場合は、この限りでない。

第13条第1項中「又は第4項」を「、第4項又は第6項」に改める。

別記第2項第4号中「若しくは」を「又は」に改め、「し、又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設に入所」を削る。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

公 告

亀岡市公告第33号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

令和6年5月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
亀岡市千代川町高野林腰前3の2の一部、
3の3の一部、3の4の一部、5の一部、
6の1の一部、市有地
(関連区域)
亀岡市千代川町高野林腰前3の2の一部、
3の4の一部、3の5の一部、3の6の一
部、3の7の一部、5の一部、6の1の一
部、市有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称
亀岡市千代川町小川2丁目1の18
株式会社アサヒ

「揭示済」

亀岡市公告第34号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は受発注者双方が工程調整を綿密に行い、現場の週休2日を確保できるよう工事を実施する「週休2日促進工事（発注者指定方式）」の対象である。

また、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和6年5月2日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | |
|----------------|---|
| (1) 工事番号 | 6人権第1号 |
| (2) 工事名 | 保津文化センター給水装置改修工事 |
| (3) 工事場所 | 亀岡市保津町貳番地内 |
| (4) 工事種別 | 管工事 |
| (5) 工事概要 | 加圧給水方式を直圧給水方式に変更
給水設備工事 一式
駐車場改修工事 一式
給水設備に伴う電気設備撤去工事 一式 |
| (6) 予定価格（税込） | 11,088,000円
【入札書比較価格（税抜）10,080,000円】 |
| (7) 工期 | 契約日の翌日から令和6年9月30日まで |
| (8) 部分払 | 無 |
| (9) 前金払 | 有（原則請負金額の40%以内。保証事業会社の保証が必要。） |
| (10) 最低制限価格 | 採用 |
| (11) 入札保証金 | 免除 |
| (12) 契約保証金 | 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。 |
| (13) 支給材料及び貸与品 | 無 |
| (14) 契約書の要否 | 要 |

2 入札参加資格要件

- (1) 令和6年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「管工事」に登録された者のうち、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 亀岡市指定給水装置工事事業者であること。
- (3) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
 ※ 本案件では、「配置予定技術者調書」「資格・免許等を証する書面等の写し」の提出は求めない。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和6年5月2日（木） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和6年5月2日（木） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和6年5月13日（月） 午前9時から午後5時まで 令和6年5月14日（火） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和6年5月15日（水） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和6年5月10日（金） 午後5時まで 設計図書に関する質問 令和6年5月16日（木） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和6年5月17日（金） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和6年5月21日（火） 午前9時から午後5時まで 令和6年5月22日（水） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり

開札日時	令和6年5月23日（木） 午前10時	電子入札システムによる
------	-----------------------	-------------

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) 「週休2日促進工事（発注者指定方式）」の詳細については、亀岡市週休2日制促進工事实施要領等（亀岡市ホームページ掲載）によるものとする。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

（問い合わせ先） 亀岡市 総務部 契約検査課 （電話0771-25-5041）

「揭示済」

亀岡市公告第35号

亀岡市学校給食基本計画策定等業務委託業務について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和6年5月2日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務概要

(1) 業務名

亀岡市学校給食基本計画策定等業務委託

(2) 業務内容

市立小中学校に給食提供する学校給食施設整備を行っていくにあたり、必要となる内容を定める学校給食基本計画の策定及び民間活力等導入可能性調査業務を委託するものである。

(3) 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 見積限度額

11,000,000円

(消費税及び地方消費税を含む。)

2 その他

詳細は、亀岡市学校給食基本計画策定等業務委託公募型プロポーザル実施要領による。

「揭示済」

亀岡市公告第36号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和6年5月7日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工事番号 道修第1号
- (2) 工事名 市内一円市道外舗装修繕工事（単価契約）
- (3) 工事場所 亀岡市内一円地内
- (4) 工事種別 舗装工事（単価契約）
- (5) 工事概要 市内一円市道外舗装修繕 1式
- (6) 予定価格（税込） 649,000円
【入札書比較価格（税抜）590,000円】
- (7) 工期 契約日の翌日から令和7年3月31日まで
- (8) 部分払 無
- (9) 前金払 無
- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 免除
- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和6年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「舗装工事」に登録された者のうち、希望順位2位以上で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

※ 本案件では、「配置予定技術者調書」「資格・免許等を証する書面等の写し」の提出は求めない。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和6年5月7日（火） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和6年5月7日（火） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和6年5月14日（火） 午前9時から午後5時まで 令和6年5月15日（水） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和6年5月16日（木） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和6年5月13日（月）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和6年5月17日（金）午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和6年5月20日（月）午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和6年5月22日（水） 午前9時から午後5時まで 令和6年5月23日（木） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和6年5月24日（金） 午前10時	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書により、基本事項について確認を行い、入札参加資格の有無を審査したものであり、詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 本工事を落札した者は、「6上下第1号 点々舗装復旧工事（単価契約）」への入札参加資格を失うものとする。
- (2) 最低制限価格については、「亀岡市工事請負契約に係る最低制限価格の算定基準（令和5年4月改正）」(2)による計算方法とする。
- (3) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (4) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (5) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (6) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先) 亀岡市 総務部 契約検査課（電話 0771-25-5041）

「揭示済」

亀岡市公告第37号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和6年5月7日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工事番号 6上下第1号
- (2) 工事名 点々舗装復旧工事（単価契約）
- (3) 工事場所 亀岡市水道区域及び下水道区域内
- (4) 工事種別 舗装工事（単価契約）
- (5) 工事概要 アスファルト舗装版切断工 他
- (6) 予定価格（税込） 2,381,500円
【入札書比較価格（税抜）2,165,000円】

- (7) 工 期 契約日の翌日から令和7年3月31日まで
- (8) 部 分 払 無
- (9) 前 金 払 無
- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 免除
- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和6年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「舗装工事」に登録された者のうち、希望順位2位以上で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
 ※ 本案件では、「配置予定技術者調書」「資格・免許等を証する書面等の写し」の提出は求めない。

4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和6年5月7日（火） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和6年5月7日（火） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和6年5月14日（火） 午前9時から午後5時まで 令和6年5月15日（水） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和6年5月16日（木） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和6年5月13日（月）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和6年5月17日（金）午後3時まで	共通事項5のとおり

質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和6年5月20日（月）午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和6年5月22日（水） 午前9時から午後5時まで 令和6年5月23日（木） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和6年5月24日（金） 午前11時	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書により、基本事項について確認を行い、入札参加資格の有無を審査したものであり、詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 「道修第1号 市内一円市道外舗装繕工事（単価契約）」を落札した者は、本工事への入札参加資格を失うものとする。
- (2) 最低制限価格については、「亀岡市工事請負契約に係る最低制限価格の算定基準（令和5年4月改正）」(2)による計算方法とする。
- (3) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (4) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (5) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (6) その他については、共通事項のとおりとする。

（問い合わせ先）亀岡市 総務部 契約検査課（電話0771-25-5041）

「揭示済」

亀岡市公告第38号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は受発注者双方が工程調整を綿密に行い、現場の週休2日を確保できるよう工事を実施する「週休2日促進工事（受注者希望方式）」の対象である。

また、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和6年5月10日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | |
|-------------|---|
| (1) 工事番号 | 5教第6号 |
| (2) 工事名 | 亀岡市立南桑中学校トイレ大規模改修工事（I期） |
| (3) 工事場所 | 亀岡市蒔田野町太田丸橋地内 |
| (4) 工事種別 | 建築一式工事 |
| (5) 工事概要 | 生徒用トイレ 3箇所
建築工事 一式
電気設備工事 一式
機械設備工事 一式 |
| (6) 工期 | 契約の翌日から令和6年9月30日まで |
| (7) 部分払 | 無 |
| (8) 前金払 | 有（原則請負金額の40%以内。保証事業会社の保証が必要。） |
| (9) 中間前金払 | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要） |
| (10) 最低制限価格 | 採用 |
| (11) 入札保証金 | 免除 |
| (12) 契約保証金 | 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った |

場合は、契約保証金を免除する。

- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和6年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定された者のうち、希望順位1位で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事（建築一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和5年4月1日以降に発注した建築一式工事（A等級対象工事）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の建築一式工事（A等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。
（※受注金額は、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるもの、亀岡市長以外と契約した工事や契約変更の増減額は対象外とする。）
- (5) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。
（※受注件数とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した建築一式工事（A等級対象工事）で受注した件数をいう。また、公告日から開札日までの間に、他の建築一式工事（A等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは受注件数に含まない。）
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (7) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載

がなく、下請総額が4,500万円（建築一式は7,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和6年5月10日（金） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和6年5月10日（金） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和6年5月22日（水） 午前9時から午後5時まで 令和6年5月23日（木） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和6年5月24日（金） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和6年5月21日（火）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和6年5月27日（月）午後3時まで	共通事項5-1のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和6年5月29日（水）午後5時まで	共通事項5-1のとおり
入札期間	令和6年6月4日（火） 午前9時から午後5時まで 令和6年6月5日（水） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり

予定価格の公表	令和6年6月5日（水）午後4時以降		入札情報公開システムによる
予定価格に関する質問の受付	予定価格の公表をしたときから 令和6年6月7日（金）正午まで		共通事項5-2のとおり
予定価格に関する質問への回答	令和6年6月10日（月）午後5時まで		共通事項5-2のとおり
	【予定価格に関する質問がないとき】	【予定価格に関する質問があるとき】	
開札日時	令和6年6月10日（月） 午前10時	令和6年6月11日（火） 午前10時	電子入札システムによる
再度入札を行う場合の入札期間	令和6年6月11日（火） 午前9時から午後3時まで	令和6年6月12日（水） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
再度入札の開札日時	令和6年6月11日（火） 午後3時以降	令和6年6月12日（水） 午後3時以降	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

入札金額が、予定価格以下で最低制限価格以上となっている、最低価格の入札者を落札者とする。

7 その他

(1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

(2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 入札2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。

(4) 「週休2日促進工事（受注者希望方式）」の詳細については、亀岡市週休2日制促進工事实

施要領等（亀岡市ホームページ掲載）によるものとする。

(5) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先) 亀岡市 総務部 契約検査課 (電話0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第39号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は受発注者双方が工程調整を綿密に行い、現場の週休2日を確保できるよう工事を実施する「週休2日促進工事（発注者指定方式）」の対象である。

また、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和6年5月13日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工事番号 6土道改第3号
- (2) 工事名 市道川東線道路改良工事
- (3) 工事場所 亀岡市旭町山ノ神地内
- (4) 工事種別 舗装工事
- (5) 工事概要 工事延長 L=169.40m 幅員 W=2.12~2.95m

舗装工

舗装打換え工	舗装版切断	4m
	舗装版破碎	373m ²
	殻運搬・処分	14m ³
	路盤工	4m ²
	表層	379m ²
舗装準備工	不陸整正	373m ²

構造物撤去工

作業土工		1式
構造物取壊し工	コンクリート構造物取壊し	0.9m ³
縁石撤去工	地先境界ブロック撤去	33m
運搬処理工		1式

仮設工

交通管理工

1式

(6) 予定価格（税込） 3,839,000円

【入札書比較価格（税抜）3,490,000円】

(7) 工期 契約日の翌日から100日間

(8) 部分払 無

(9) 前金払 無

(10) 最低制限価格 採用

(11) 入札保証金 免除

(12) 契約保証金 免除

(13) 支給材料及び貸与品 無

(14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

(1) 令和6年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「舗装工事」に登録された者のうち、希望順位2位以上で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。

(2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。

(3) 手持ち工事が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。

（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した舗装工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JV案件、単価契約案件によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の舗装工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

※ 本案件では、「配置予定技術者調書」「資格・免許等を証する書面等の写し」の提出は求めない。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和6年5月13日（月） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和6年5月13日（月） 午後3時から	共通事項2のとおり

入札参加資格確認申請書等の受付	令和6年5月20日（月） 午前9時から午後5時まで 令和6年5月21日（火） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和6年5月22日（水） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和6年5月17日（金）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和6年5月23日（木）午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和6年5月24日（金）午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和6年5月28日（火） 午前9時から午後5時まで 令和6年5月29日（水） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和6年5月30日（木） 午前10時	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書により、基本事項について確認を行い、入札参加資格の有無を審査したものであり、詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信

が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。

- (4) 「週休2日促進工事（発注者指定方式）」の詳細については、亀岡市週休2日制促進工事实施要領等（亀岡市ホームページ掲載）によるものとする。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先) 亀岡市 総務部 契約検査課（電話0771-25-5041）

「揭示済」

亀岡市公告第40号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は受発注者双方が工程調整を綿密に行い、現場の週休2日を確保できるよう工事を実施する「週休2日促進工事（発注者指定方式）」の対象である。

また、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和6年5月13日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工事番号 道修第4号
- (2) 工事名 市道柏原森線外1線道路維持修繕工事
- (3) 工事場所 亀岡市東つつじヶ丘都台1丁目地内
- (4) 工事種別 舗装工事
- (5) 工事概要

工事延長		L = 33.00m
舗装工事	アスファルト舗装	A = 265.70㎡
	薄層カラー舗装（RPN-301）	A = 14.50㎡
	薄層カラー舗装（RPN-303）	A = 6.20㎡
区画線工		一式
防護柵工	車止め	N = 4個
構造物撤去工		一式
- (6) 予定価格（税込） 3,142,700円
【入札書比較価格（税抜）2,857,000円】

- (7) 工 期 契約日の翌日から120日間
- (8) 部 分 払 無
- (9) 前 金 払 無
- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 免除
- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和6年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「舗装工事」に登録された者のうち、希望順位2位以上で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
 （※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した舗装工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JV案件、単価契約案件によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の舗装工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
 ※ 本案件では、「配置予定技術者調書」「資格・免許等を証する書面等の写し」の提出は求めない。

4 入札手続等

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限 等	手 続 の 方 法 等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和6年5月13日（月） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和6年5月13日（月） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和6年5月20日（月） 午前9時から午後5時まで 令和6年5月21日（火） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり

入札参加確認通知の送付	令和6年5月22日（水） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和6年5月17日（金）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和6年5月23日（木）午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和6年5月24日（金）午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和6年5月28日（火） 午前9時から午後5時まで 令和6年5月29日（水） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和6年5月30日（木） 午前11時	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書により、基本事項について確認を行い、入札参加資格の有無を審査したものであり、詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。

- (4) 「週休2日促進工事（発注者指定方式）」の詳細については、亀岡市週休2日制促進工事实施要領等（亀岡市ホームページ掲載）によるものとする。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課
(電話0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第41号

旧農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

令和6年5月15日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 縦覧期間
令和6年5月15日以後、常時備え置くこととする。
- 2 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第42号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

令和6年5月20日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
亀岡市馬路町堂ノ前100、101、2004の一部
(関連区域)
亀岡市馬路町堂ノ前1001の一部、2004の一部、小文字1004の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
亀岡市馬路町御蔵3
中澤 涼

「揭示済」

亀岡市公告第43号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は受発注者双方が工程調整を綿密に行い、現場の週休2日を確保できるよう工事を実施する「週休2日促進工事（発注者指定方式）」の対象である。

また、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和6年5月21日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | |
|--------------|---|
| (1) 工事番号 | 公第3号 |
| (2) 工事名 | 亀岡運動公園プール起流ポンプ更新工事 |
| (3) 工事場所 | 亀岡市吉川町吉田地内 |
| (4) 工事種別 | 機械器具設置工事 |
| (5) 工事概要 | 起流ポンプ設備更新 4台
撤去・設置工 1式
廃棄物運搬処分 1式
総合試運転調整 1式 |
| (6) 予定価格（税込） | 66,484,000円
【入札書比較価格（税抜）60,440,000円】 |
| (7) 工期 | 契約日の翌日から令和7年3月14日まで |
| (8) 部分払 | 無 |
| (9) 前金払 | 有（当該工事契約金額の40%以内、保証事業会社の保証が必要） |
| (10) 中間前金払 | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要） |
| (11) 最低制限価格 | 採用 |
| (12) 入札保証金 | 免除 |
| (13) 契約保証金 | 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社 |

をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (14) 支給材料及び貸与品 無
- (15) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和6年度において、亀岡市競争入札参加資格者名簿（工事）に「機械器具設置」で登録されており、最新の経営事項審査で「機械器具設置」の平均欄に完成工事高があること。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体等の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,500万円（建築一式は7,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

- (4) 経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書の写し

※ 最新の「経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書の写し」を添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和6年5月21日（火） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和6年5月21日（火） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和6年5月30日（木） 午前9時から午後5時まで 令和6年5月31日（金） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和6年6月3日（月） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和6年5月29日（水） 午後5時まで 設計図書に関する質問 令和6年6月5日（水） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和6年6月7日（金） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和6年6月12日（水） 午前9時から午後5時まで 令和6年6月13日（木） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和6年6月14日（金） 午前10時	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未滿で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当該工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし、「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) 本案件は、災害復旧対象工事ではない。
- (5) 「週休2日促進工事（発注者指定方式）」の詳細については、亀岡市週休2日制促進工事实施要領等（亀岡市ホームページ掲載）によるものとする。
- (6) その他については、共通事項のとおりとする。

（問い合わせ先） 亀岡市 総務部 契約検査課 （電話0771-25-5041）

「揭示済」

亀岡市公告第44号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

令和6年5月21日

亀岡市長 桂川孝裕

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 議場設備等改修業務
- (2) 業務場所 仕様書のとおり
- (3) 業務概要 仕様書のとおり
- (4) 業務期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- (5) 最低制限価格 不採用

- (6) 入札保証金 免除
- (7) 契約保証金 免除

2 入札参加要件

参加者は、次の全ての要件に該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体等の指名停止期間中でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）でないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
 - ク 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- (6) 亀岡市「令和6・7年度 物品購入等に関する競争入札参加資格者名簿」に登録している者であること。
- (7) 過去に議場改修を行った実績があること。
- (8) 電気工事業、又は電気通信工事業の建設業許可を有すること。
- (9) 受注者は電気工事士第2種以上の資格を保有する者を責任者に任命し、施工管理等の業務に従事できる体制があること。なお、責任者に任命する者は受注者に限り、委託業者は不可とする。
- (10) 議場設備等に障害が発生し、修理及びサポートを依頼した場合、早急に復旧できるよう1時間以内（平日）に一次訪問対応できる体制がとれること。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
- (2) 議場改修の実績調書（様式2）
- (3) 電気工事業、又は電気通信工事業の建設業許可を有することが確認できる書類
- (4) 業務責任者予定者経歴書（様式3）
- (5) 修理及びサポート時の一次訪問対応について（様式4）
- (6) 入札参加資格要件を満たしていることの誓約書（様式5）

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
一般競争入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和6年5月21日（火） 午後3時から 令和6年6月5日（水） 午後5時まで	<p>1 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）等及び仕様書等は、亀岡市入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の発注情報閲覧からダウンロードすること。</p> <p>2 やむを得ず窓口配布を希望する場合は、問い合わせの上配布期間内の受付時間中（令和6年5月21日（火）は午後3時から午後5時まで、令和6年5月22日（水）以降は午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）に契約検査課に来庁して入手すること。ただし、閉庁日を除く。</p>
確認申請書等の受付	令和6年6月5日（水） 午後5時まで	<p>入札に参加を希望する者は、当該の公告に示す提出資料を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>(1) 提出方法 持参又は郵送により提出すること。 なお、郵送の場合は書留にて、令和6年6月5日（水）午後5時までに契約検査課必着とする。また、郵送時に契約検査課まで郵送した旨の電話連絡をすること。郵送した旨の電話連絡がない場合は、受け付けできないことがあるので留意すること。</p> <p>(2) 提出書類 当該公告の「3 入札参加資格確認申請時の提出書類」に定める書類</p>

		<p>(3) その他</p> <p>ア 提出書類作成等に要する費用は、申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。</p> <p>イ 提出書類は、公告で指定した様式にて作成すること。</p> <p>ウ 提出された書類は、本市において無断使用することはない。</p> <p>エ 虚偽の記載をした者は、当該業務の入札への参加を認めないとともに、市の指名停止措置を行うことがある。</p>
入札参加資格確認通知書の送付	令和6年6月7日（金）までに発送	<p>確認申請書等を提出した入札参加希望者に対し、結果を文書により通知する。</p> <p>入札は、「一般競争入札参加資格確認通知書」により「参加資格有」の通知を受けた者のみが参加できる。</p>
確認申請書等及び仕様書等に関する質問の受付	<p>確認申請書等に関する質問 令和6年6月5日（水） 午後5時まで</p> <p>仕様書等に関する質問 令和6月6月11日（火） 正午まで</p>	<p>1 確認申請書等に関する質問は、公告に示す期間内に契約検査課において電話にて随時受け付ける。</p> <p>2 仕様書等に関する質問については、質問書（様式6）にて行うこととし、「9 問い合わせ先」に記載の電子メールアドレスへ電子メールにて提出すること。質問内容を簡潔にまとめて記載して、電子メールに添付し提出すること。</p> <p>添付ファイルは、「Microsoft Word 2010」（Windows版）で支障なく再現できること。</p> <p>口頭による質問は受け付けない。</p> <p>提出後、質問書を提出した旨を契約検査課へ電話連絡すること。送付した旨の電話連絡がない場合は、質問書を受け付けできないことがあるので留意すること。</p>
質問に関する回答	確認申請書等に関する回答 随時	<p>1 確認申請書等に関する質問の回答については、随時、原則質問者にのみ行う。</p> <p>2 仕様書等に関する質問の回答については、当該公告に示す日時までに電子メールにて入札参加資格者全員に回答する。</p>

	仕様書等に関する回答 令和6年6月13日（木） 午後5時まで	3 その他、不当に混乱を招くことが危惧されると判断した質問については、回答しない旨を回答書に記載することがある。 4 回答期日までに回答がない場合は、基本的に質問はなかったものとする。
同等品承認申請書の受付	令和6年6月17日（月） 正午まで	同等品承認申請については、同等品承認申請書（様式7）にて行うこととし、「9 問い合わせ先」に記載の電子メールアドレスへ電子メールにて提出すること。仕様が確認できるカタログ、変更機器のシステム系統図等を添付すること。 添付ファイルは、「Microsoft Word 2010」（Windows版）で支障なく再現できること。 提出後、同等品承認申請書を提出した旨を契約検査課へ電話連絡すること。送付した旨の電話連絡がない場合は、同等品承認申請書を受け付けできないことがあるので留意すること。
同等品申請に関する回答	令和6年6月21日（金） 午後5時まで	1 同等品申請に関する回答については、当該公告に示す日時までに電子メールにて入札参加資格者全員に回答する。 2 その他、不当に混乱を招くことが危惧されると判断した申請については、回答しない旨を回答書に記載することがある。 3 回答期日までに回答がない場合は、基本的に申請はなかったものとする。
入札日時	令和6年6月25日（火） 午前10時（厳守）	入札については、「5 入札に関する留意事項」のとおり

5 入札に関する留意事項

- (1) 入札方法は、紙入札とする。指定の日時に亀岡市役所入札室（市役所4階）に入札書（様式8）を持参すること。（入札開始の10分前には到着を心掛けること。）
- (2) 入札は、最大3回まで行うので入札書を3部準備すること。
- (3) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (4) 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。
- (5) 入札者は、仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。
- (6) 入札書に記載する金額は、仕様書に記載の業務の合計金額とする。また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもつ

て落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 入札の辞退

入札に参加できない事情がある場合には、入札執行の完了に至るまでに入札辞退届（様式9）を提出しなければならない。

(8) 書面による入札

ア 代理人が入札する場合は、委任状（様式10）を提出しなければならない。この場合、入札書に入札者の住所、商号又は名称及び代表者氏名、当該代理人の氏名を記載して、押印（代理人の印を使用）しておかなくてはならない。

イ 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に商号又は名称、代表者名及び件名を記載し押印の上、封筒の開口部を封印すること（代理人が入札する場合は当該代理人名を記載の上、代理人の印を使用）。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで再度の入札を行う場合にあつては、この限りでない。

ウ 開札は、公告に掲げる入札日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

(9) 入札の無効及び失格

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者の入札

イ 確認申請書等の提出を履行しなかった者又は確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札

ウ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理としての入札を含む。）をした者の入札

エ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の入札

オ 一般競争入札参加資格確認通知書により「参加資格有」の通知を受けた後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者の入札

カ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者の入札

キ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

ク 入札関係職員の指示に従わない等、入札場の秩序を乱した者

ケ 再度入札に付して最低価格札の発表をしたにもかかわらず、当該最低価格以上の価格で入札をした者

コ その他入札条件に違反した者

(10) 落札者の決定方法

ア 亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第110条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が決定通知のあった日から指定する期日までに契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

(11) その他亀岡市財務規則に基づき執行する。

6 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

7 契約書作成の要否

要

8 その他

(1) 入札参加者は、別添の仕様書等を熟読し、関係法令等を遵守すること。

(2) 本市が提示する資料及び回答書は、契約関係書類と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

(3) 本市が必要と認めたときは、入札を延期、中止又は取り消すことがある。

(4) 落札者の決定後、当該入札に付する業務に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該業務契約を締結しないことがある。

(5) 確認申請書等に虚偽の記載をした場合には、当業務の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

(6) 上記に定めるもののほか、亀岡市財務規則の定めるところによる。

(7) 予定価格は公表しないものとする。

9 問い合わせ先

〒621-8501

京都府亀岡市安町野々神8番地

亀岡市総務部 契約検査課 (電話番号 0771-25-5009)

(FAX 番号 0771-25-5157)

電子メールアドレス : sikkou-kanri@city.kameoka.lg.jp

ホームページ : <https://www.city.kameoka.kyoto.jp>

「揭示済」

亀岡市公告第45号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、亀岡市高野林・小林土地区画整理組合から亀岡市高野林・小林土地区画整理事業の換地処分をした旨の届出があったので、同法同条第4項の規定により公告する。

令和6年5月24日

亀岡市長 桂川孝裕

「揭示済」

亀岡市公告第46号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

令和6年5月24日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
 亀岡市荒塚町2丁目30の1の一部
 （関連区域）
 亀岡市荒塚町2丁目20の55の一部、
 30の3、30の4、30の5、30の6、
 31の3の一部、市有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称
 亀岡市荒塚町1丁目31の6
 山和建设株式会社

「揭示済」

亀岡市公告第47号

「犬と暮らしやすいまち亀岡」冊子作成等業務について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和6年5月28日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務概要

(1) 業務名

「犬と暮らしやすいまち亀岡」冊子作成等業務

(2) 業務内容

「犬と暮らしやすいまち亀岡」をテーマとした冊子の発行に係る一連の業務を行う。

(3) 業務期間

契約締結日から令和6年11月29日まで

(4) 業務場所

京都府亀岡市域

(5) 提案限度額

1,000千円

（消費税及び地方消費税を含む。）

2 その他

詳細は、「犬と暮らしやすいまち亀岡」冊子作成等業務公募型プロポーザル実施要領による。

「揭示済」

亀岡市公告第48号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

令和6年5月29日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事が完了した開発区域に含まれる地域

亀岡市下矢田町2丁目116の1

（関連区域）

亀岡市下矢田町2丁目116の4、116の5、府有地、市有地

2 開発許可を受けた者の住所及び名称

枚方市東香里元町28の32

TH土地開発株式会社

「揭示済」

亀岡市公告第49号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は受発注者双方が工程調整を綿密に行い、現場の週休2日を確保できるよう工事を実施する「週休2日促進工事（発注者指定方式）」の対象である。

また、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和6年5月30日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | |
|----------|---------------------------------|
| (1) 工事番号 | 道修第6号 |
| (2) 工事名 | 市道大井側道支線4号線道路維持修繕工事（通学路整備） |
| (3) 工事場所 | 亀岡市葎田野町太田地内 |
| (4) 工事種別 | 舗装工事 |
| (5) 工事概要 | 工事延長 L=113.65m 幅員 W=6.65～13.00m |

舗装工

舗装打換え工	舗装版切断	L = 42.0m
	舗装版破碎	A = 808.6m ²
	殻運搬	V = 40.4m ³
	不陸整正	A = 808.6m ²
	表層	A = 808.6m ²

標識工 1式

区画線工 1式

道路附属施設工 1式

仮設工 1式

(6) 予定価格 (税込) 9,677,800円

【入札書比較価格 (税抜) 8,798,000円】

(7) 工期 契約日の翌日から140日間

(8) 部分払 無

(9) 前金払 有 (当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要)

(10) 最低制限価格 採用

(11) 入札保証金 免除

(12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が确实と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(13) 支給材料及び貸与品 有

(14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

(1) 令和6年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「舗装工事」に登録された者のうち、希望順位2位以上で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。

(2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。

(3) 手持ち工事が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。

（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した舗装工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JV案件、単価契約案件によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の舗装工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

※ 本案件では、「配置予定技術者調書」「資格・免許等を証する書面等の写し」の提出は求めない。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和6年5月30日（木） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和6年5月30日（木） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和6年6月6日（木） 午前9時から午後5時まで 令和6年6月7日（金） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和6年6月10日（月） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和6年6月5日（水）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和6年6月11日（火）午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和6年6月13日（木）午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和6年6月17日（月） 午前9時から午後5時まで 令和6年6月18日（火） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和6年6月19日（水） 午前10時	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書により、基本事項について確認を行い、入札参加資格の有無を審査したものであり、詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未滿で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当該工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) 「週休2日促進工事（発注者指定方式）」の詳細については、亀岡市週休2日制促進工事实施要領等（亀岡市ホームページ掲載）によるものとする。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

（問い合わせ先）亀岡市 総務部 契約検査課（電話0771-25-5041）

「揭示済」

任免及び辞令

(各 通)

山 内 昭
 竹 内 光 雄
 櫻 井 邦 男
 堀 下 孝 次
 大 津 一 則
 法 貴 良 好
 長 尾 敬 行
 竹 岡 敏
 由 良 隆 夫
 堀 田 稔
 西 田 新 司
 野 田 典 和
 大 釜 茂 和
 湯 浅 豊
 中 川 徹
 吉 川 肇
 廣 瀬 照 雄
 上 田 政 行
 關 本 卓 男
 木 曾 布 恭
 谷 口 貢
 野 中 康 朗
 山 下 雅 一

亀岡市自治委員に委嘱します

令和6年5月1日

關 本 卓 男

亀岡市民生委員推せん会委員に委嘱します

任期は令和8年10月31日までとします

上 田 政 行

亀岡市都市計画審議会委員に委嘱します

任期は令和6年9月4日までとします

上 田 政 行

亀岡市景観審議会委員に委嘱します

任期は令和7年12月20日までとします

令和6年5月2日

(各 通)

松 岡 京 美
 玉 記 道 子
 森 田 剛
 中 川 清 一

亀岡市行政改革推進委員会委員に委嘱します

任期は令和7年5月29日までとします

令和6年5月29日

監査委員欄

公表

亀岡市監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和5年度定期監査及び行政監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和6年5月1日

亀岡市監査委員 関本孝一
 亀岡市監査委員 齊藤一義

令和5年度定期監査及び行政監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>環境先進都市推進部 資源循環推進課</p> <p>一般廃棄物処理手数料の納入通知書において、納期限に誤りがあった。</p> <p>亀岡市財務規則には、納期限は原則として納入通知書の発行日から14日以内とし、休日に当たるときは、その翌日としなければならないと定められている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p> <p>教育部 教育総務課</p> <p>(7) 学校施設使用料の徴収について、調定金額に一部誤りがあった。</p> <p>地方自治法施行令には、歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならないと定められている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	<p>指摘事項について財務規則第31条に基づき適正な事務処理を行った。</p> <p>学校施設使用料については、請求内容を確認するためのチェックリストに表の縦横計算が正しいかを確認する項目を設け、調定に当たっては、複数人による確認を行うこととして、チェック体制を強化し、規定に基づき適正な事務処理を徹底することとした。</p>

<p>(イ) 学校施設の使用について、使用許可書等を確認したところ、摩擦熱で消えるペンが使用されているものが見受けられた。</p> <p>提出された書類の確認を十分に行い、不備がある場合は指導するなど、適正な事務処理をされたい。</p>	<p>市内小・中・義務教育学校、学校施設使用団体に摩擦熱で消えるペンの使用について周知を行うとともに、使用許可書等の確認用チェックリストに摩擦熱で消えるペンについての項目を追加して十分な確認を行うことにより、適正な事務処理を徹底することとした。</p>
--	--

「揭示済」

亀岡市監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和5年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和6年5月1日

亀岡市監査委員 関本孝一
 亀岡市監査委員 齊藤一義

令和5年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>生涯学習部 市民力推進課 （公益財団法人生涯学習かめおか財団） 生涯学習事業助成金の交付に係る実績報告書において、添付されている領収書に領収理由が記載されていないものがあった。</p> <p>適正な事務処理を行うよう改善指示されたい。</p>	<p>今後は、適正な事務処理と確認を徹底するよう指導しました。</p>

「揭示済」

教育委員会欄

教育長訓令

亀岡市教育委員会教育長訓令第5号

庁中一般

亀岡市学校給食調理・配送等業務委託事業者選定委員会設置要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年5月1日

亀岡市教育委員会
教育長 神先宏彰

亀岡市学校給食調理・配送等業務委託事業者選定委員会設置要綱の一部を改正する訓令

亀岡市学校給食調理・配送等業務委託事業者選定委員会設置要綱（平成27年亀岡市教育委員会教育長訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項第5号を次のように改める。

(5) 財政課長

第3条第4項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を削り、第10号を第8号とする。

附 則

この訓令は、令和6年5月1日から施行する。

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第6号

公職選挙法第22条第1項による選挙人名簿の登録を行う日を、同項の規定により、登録月の1日の直後の亀岡市の休日を定める条例第1条に定める市の休日以外の日に次のように変更する。

令和6年5月27日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 美馬義晴

変更前 令和6年6月1日
変更後 令和6年6月3日

「揭示済」

農業委員会欄

公 告

亀岡市農業委員会公告第6号

令和6年6月定例総会を下記のとおり公告する。

令和6年5月31日

亀岡市農業委員会
会長 神崎 弥

記

- 1 日 時
令和6年6月5日（水）
午後1時30分から
- 2 場 所
亀岡市役所 302・303会議室
- 3 議 題
 - ・第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
 - ・第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
 - ・第3号議案 非農地証明交付について
 - ・第4号議案 令和6年6月農用地利用集積計画
 - ・第5号議案 令和6年6月農用地利用集積計画（農地中間管理機構・所有権移転）

「揭示済」